

## 事業者の公募に係る評価要領

### 1 趣旨

この要領は、稻城市立中学校部活動外部指導者配置業務委託の実施事業者選定の審査方法を定め、選定を厳正かつ公平に行うこととする。

### 2 審査方法

- 審査は、一次審査を稻城市教育委員会指導課にて行い、二次審査を稻城市立中学校部活動外部指導者配置業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- 審査は、次のとおり行う。

#### (1) 一次審査

- ・ 書類審査とし、選出された事業者は二次審査に進むこととする。
- ・ 提出書類について、主に公募型プロポーザル実施要領の趣旨に合致しているかどうかを判断する。
- ・ 応募が5者以上あった場合には、二次審査の対象となる4者を選出する。
- ・ 応募が5者未満だった場合には、一次審査で選抜せず、全ての応募者を二次審査の対象とする。
- ・ 提案内容や疑問点について、稻城市教育委員会指導課の中で理解の共有化を図る。

#### (2) 二次審査

- ・ 提出書類及びプレゼンテーションの内容について、事業者の概要、事業の実施手法及び見積金額等から評価を行う。
- ・ 選定委員会の各委員（以下「審査委員」という。）が採点し、その合計点により審査する。

### 3 各評価の項目及び配点

各評価の項目及び配点は表1のとおりとし、審査委員一人当たり140点を上限とする。

（表1 審査区分等一覧表）

評価項目	配点	評価の視点
事業者の概要	15点	<ul style="list-style-type: none"><li>・取組姿勢・意欲</li><li>・実績</li></ul>
業務理解	10点	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校部活動に対する考え方</li></ul>
外部指導者の確保について	20点	<ul style="list-style-type: none"><li>・人材の募集・採用方法</li><li>・人材の採用基準</li><li>・外部指導者の保有人数</li></ul>
育成・監理体制	25点	<ul style="list-style-type: none"><li>・研修の内容と手法</li><li>・実績管理方法・実績報告書</li><li>・外部指導者の健康・安全管理</li></ul>

		・クレーム対応方法
事業の実施体制	25 点	・指導に対する考え方や工夫点 ・連携体制の構築と考え方 ・予定稼働日数について
緊急時対応・危機管理	10 点	・対応マニュアル・フローチャート等
個人情報保護	5 点	・個人情報保護について
見積金額	10 点	・価格点 ・金額の妥当性
種目別評価	20 点	・資格・経験について ・種目の専門性
合 計	140 点	

#### 4 評価基準

各評価項目における評価基準は、表 2 のとおりとする。

(表 2 評価基準一覧)

評価	評価基準		評価率
A	非常に優れている	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。	1.0
B	優れている	十分かつ適切な内容である。	0.7
C	普通	基準に基づいた標準的な内容である。	0.5
D	やや劣る	要求事項は満たされているが、内容が乏しい。	0.3
E	劣る	要求事項が満たされておらず、内容が非常に乏しい。	0.0

#### 5 評価項目

- 審査委員は、提出書類及びプレゼンテーションの内容について、表 3 の項目に対し、表 2 の評価基準に基づき評価する。
- 審査委員 6 名の評価の合計点を応募者の評価点とする。
- 最高評価点 840 点の 5 割 (420 点) を最低基準点とし、これに満たない応募者は選外とする。

(表 3 評価項目及び配点一覧 (審査委員 1 名分))

評価項目	評価の視点	配点
事業者の概要	(1)取組姿勢・意欲	5
	(2)実績	10
業務理解	(3)学校部活動に対する考え方	10
外部指導者の確保について	(4)人材の募集・採用方法	10
	(5)人材の採用基準	5
	(6)外部指導者の保有人数	5
育成・監理体制	(7)研修の内容と手法	5
	(8)実績管理方法・実績報告書	10
	(9)外部指導者の健康・安全管理	5
	(10)クレーム対応方法	5

事業の実施体制	(11)指導に対する考え方や工夫点	10
	(12)連携体制の構築と考え方	10
	(13)予定稼働日数について	5
緊急時対応・危機管理	(14)対応マニュアル・フローチャート等	10
個人情報保護	(15)個人情報保護について	5
見積金額	(16)価格点	5
	(17)金額の妥当性	5
	共通点	120

評価項目	評価の視点	配点
種目別評価	(18)資格・経験について	10
	(19)種目の専門性	10
種目点		20

※一次審査及び二次審査は、同一の評価基準に基づいて評価する。

## 6 優先交渉権者の決定方法

- (1) 種目ごとに合計点が最も高かったものを優先交渉権者、次に高かったものを次点交渉権者として決定する。  
なお、合計点が最も高く、かつ同点となった場合には、提案見積額がより低いものを優先交渉権者とし、次に低いものを次点交渉権者とする。
- (2) 応募者が1者のみの場合であっても、あらかじめ定めた最低基準点に達しないものは優先交渉権者として決定しない。